

京都駅東南部エリアにおける市有地の活用に係る契約候補事業者選定に係る質問に対する回答

質疑 番号	質疑内容	回答
1	水平支線の撤去を関係事業者に依頼しているとの記載があるが、提案に当たっては、撤去される前提で建築計画を行ってよいのか。	現在、本物件南西角上空部において越境している水平支線については、関係事業者（関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社）により撤去予定です。ただし、水平支線の撤去に伴い、新たに本物件西側の電柱から南側の道路に向かって2本の支線を同関係事業者が設置する予定です。新たな支線の設置予定箇所については、別紙1をご確認ください。
2	土壌汚染対策法に定める区域指定の申請手続きを進めていると記載があるが、土地の引き渡しまでに申請手続きは完了できるのか。	土壌汚染対策法第14条の規定に定める区域指定の申請手続きは完了し、令和7年1月14日付で区域指定の告示がなされています。 区域指定の告示については、以下からご確認ください。 https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/bunsyo/kouhou/r0701/0114/0114_1.pdf
3	本件の主要なテーマの一つとして「芸術と若者」が挙げられているなど、審査基準の中にも本案件の目的が盛り込まれているかは重要かと思われるが、集合住宅として検討する場合そのような「文化芸術」等の要素をプランに盛り込むことは必須条件なのか。	本物件は京都駅東南部エリア活性化方針の実現に資する活用を目指しており、「文化芸術」を活用計画に盛り込むことは必須条件になります。なお、「文化芸術」に関する提案は、建物計画に限定するものではなく、文化芸術エリアとしての価値を高めることにつながるよう、ハード・ソフトを問わず、様々な観点から提案を行ってください。
4	本件で集合住宅を企画するにあたって、制限は特に設けられないとお伺いしたが、単身用の戸数制限等も存在しないか。	お見込みのとおりです。単身用の集合住宅を企画される際も、戸数制限はありません。
5	応募において、複数名義での申し込みは無効となるか（例：①AB共同名義と、②A単独名義、③B単独名義のような応募）。	無効となります。募集要項6ページ「3 申込資格」に記載のとおり、1法人は、重複して2件以上の提案（共同提案を含む）の申込みを行うことはできません。
6	プレゼンテーションにおいて用意する資料は、雛形をご用意いただいている計画書とは別なのか。別であった場合、その書式・方法に指定はあるか。	プレゼンテーション審査にて用意いただく資料の書式・方式に指定はありません。詳細につきましては、応募いただいた後、別途本市から連絡します。
7	プレゼンテーションはどのような形式で行われるか（対面・オンライン等）。	プレゼンテーション審査は対面形式で行います。第2回選定委員会の日時は、後日に改めて発表いたします。
8	京都市が土壌汚染調査を行った際に採取した土壌試料は、どこに保管されているのか。これらの土壌資料は活用事業者に引き継がれるのか。	土壌汚染深度調査で採取した土壌試料については、現地で保管しています。これらの土壌資料は、土地の引渡しとともに活用事業者に引き継ぎます。